



転出入に係る幼児教育・保育無償化の手続きについて

富谷市と他市町村間で転出入があった場合、幼稚園等に通っている方は転出入に係る幼児教育・保育の無償化に関する手続きが必要となります。住所地を異動したが、引き続き同じ施設に通園する場合も申請手続きは必要です。

下記に該当する項目の提出書類を揃え、通園する施設又は教育総務課宛てに提出してください。転出入の手続きをしない(遅れる)場合、幼児教育・保育の無償化に係る認定期間に空白期間が生じると、その期間については無償化給付の対象外となりますので必ず申請手続きを行ってください。

項目	提出書類
富谷市から他市町村へ転出される場合。	<p>①施設等利用給付認定変更届</p> <p>※富谷市での認定は原則転出日から認定取消しとなります。</p> <p>※転出先で幼児教育・保育無償化の給付を受けるには転出先の市町村において新たに申請手続きが必要です。申請方法については転出先の市町村にお問い合わせください。</p>
他市町村から富谷市へ転入された場合。 ※預かり保育利用の有無によって提出書類が異なります。	<p>【預かり保育利用を利用しない方】</p> <p>①施設等利用給付認定・変更申請書 A</p> <p>②マイナンバー記入用紙</p> <p>③保護者(申請者)の個人番号を確認できる書類</p> <p>④本人確認書類</p> <p>【預かり保育を利用する方】</p> <p>①施設等利用給付認定・変更申請書 B</p> <p>②マイナンバー記入用紙</p> <p>③保護者(申請者)の個人番号を確認できる書類</p> <p>④本人確認書類</p> <p>⑤保育を必要とすることを証明する書類(下記参照)※保護者毎に必要となります。</p>
市内転居	①施設等利用給付認定変更届

★提出書類については下記 URL よりダウンロードできます。

<https://www.tomiya-city.miyagi.jp/kosodate/shien/yochienmusyouka.html>

【保育を必要とすることを証明する書類について】

保育の必要性の認定に該当する理由		保育の必要性を証明する書類
1. 就労	一月に64時間以上就労している場合	就労証明書(育児休業中の場合、復職(予定)日が記載されたもの。)
2. 妊娠・出産	出産の前後(出産予定日の前後8週間)	母子健康手帳の写し(出産(予定)日記載のもの)
3. 育児休業	育児休業(育児休業に係る子が満1歳に達する日まで)取得時にすでに幼稚園の預かり保育を継続的に利用しているお子さんがいて、その後も継続利用が必要な場合	就労証明書(育児休暇期間の記載のあるもの)
4. 疾病	病気・ケガがある場合	医師の診断書(療養期間が記載されたもの)

5. 障害	心身の障害がある場合	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の写し
6. 介護	介護をしている場合	医師の診断書等介護を要する者の病状を証明する書類
7. 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	求職活動申告書等
8. 就学	保護者が学校または職業訓練校に在籍している場合	在学証明書または通学期間が分かる書類

富谷市教育委員会 教育部教育総務課 電話 022-358-3196(平日午前 8 時30分～午後 5 時15分)